

正 誤 表

工 事 名	安佐北2区1129号線（三篠川兼用護岸）道路改良工事（7-1）		
工事担当課	安佐北区役所農林建設部地域整備課		
公 告 日	令和7年12月5日（金）		
修正箇所	修正内容		備考
	誤	正	
（第0011号明細書） 付帯道路工 縁石工 地先境界ブロック	J05=不要	J05=18-8-40（高炉）、J06 =養生有り、J09=小型車割 増なし	別紙1、2
（第0013号明細書） 構造物撤去工 撤去工 大型土のう撤去 積込（ルーズ） 土砂等運搬	摘要 既大型土のう 数量 1,200 m ³ 摘要 仮設工土砂積込	摘要 既存大型土のう（袋） 数量 900 m ³ 摘要 既存大型土のう土砂 積込	別紙3、4
施工条件明示	安佐北区小河原町城前52 4-4の「中央美工（有）小 河原作業所」（片道運搬距 離9.3km）に搬出する よう見込んでいる。	安佐北区小河原町城前52 4-4の「中央美工（有）小 河原作業所」（片道運搬距 離8.1km）に搬出する よう見込んでいる。	別紙5、6

第 0008 号 明細書 法覆護岸工
コンクリートブロック工 (間知ブロック張)

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
間知ブロック張 J01=150kg/個未満 各種, J02=再生碎石 RC-40, J03=裏込材10m ² 当り1.0m ³ を超える3.0m ³ 以下, J04=18~8~40(高炉), J05=胴込・裏込Co10m ² 当り2.1m ³ を超える2.3m ³ 以下, J06=不要, J09=小型車割増なし	1,582	m ²			粗面タイプ
目地板 J01=30m ² 以上, J02=瀝青繊維質目地板 t=10mm	56	m ²			
合 計					

第 0009 号 明細書 法覆護岸工
植生工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
人工張芝 J01=張芝 幅100cm ワラ付(標準)	280	m ²			
合 計					

第 0010 号 明細書 付帯道路工
アスファルト舗装工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
表層(車道・路肩部) J01=3.0m超, J02=1層当り平均仕上り厚 40 mm, J03=再生密粒度アスコン(13), J04=ブライムコート PK-3, J05=小型車割増なし, J08=全て計上	768	m ²			
上層路盤(車道・路肩部) J01=再生粒度調整碎石 RM-30, J04=全仕上り厚 100 mm, J05=1層施工, J11=全て計上	780	m ²			
合 計					

第 0011 号 明細書 付帯道路工
縁石工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
地先境界ブロック J01=設置, J02=A種(120×120×600), J04=再生ケルン RC-40, J05=不要	161	m			
合 計					

本設計書の施工条件は積算参考のために表示するもので契約書では削除します。
広島市

第 0008 号 明細書 法覆護岸工
コンクリートブロック工 (間知ブロック張)

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
間知ブロック張 J01=150kg/個未満 各種, J02=再生碎石 RC-40, J03=裏込材10m2当り1.0m3を超え3.0m3以下, J04=18-8-40(高炉), J05=胴込・裏込Co10m2当り2.1m3を超え2.3m3以下, J06=不要, J09=小型車割増なし	1,582	m2			粗面タイプ
目地板 J01=30m2以上, J02=瀝青繊維質目地板 t=10mm	56	m2			
合 計					

第 0009 号 明細書 法覆護岸工
植生工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
人工張芝 J01=張芝 幅100cm ワラ付(標準)	280	m2			
合 計					

第 0010 号 明細書 付帯道路工
アスファルト舗装工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
表層(車道・路肩部) J01=3.0m超, J02=1層当り平均仕上り厚 40mm, J03=再生密粒度アスコン(13), J04=ブライムコートPK-3, J05=小型車割増なし, J08=全て計上	768	m2			
上層路盤(車道・路肩部) J01=再生粒度調整碎石 RM-30, J04=全仕上り厚100mm, J05=1層施工, J11=全て計上	780	m2			
合 計					

第 0011 号 明細書 付帯道路工
縁石工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
地先境界ブロック J01=設置, J02=A種(120×120×600), J04=再生ケルシヤン RC-40, J05=18-8-40(高炉), J06=養生有り, J09=小型車割増なし	161	m			
合 計					

本設計書の施工条件は積算参考のために表示するもので契約書では削除します。

広島市

第0013号 明細書 構造物撤去工
撤去工

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
大型土のう撤去 J01=撤去, J03=作業半径 6m以下, J04=H<-3m, 2m<H, J05=標準					
	900	袋			既大型土のう
積込 (ルーズ) J01=土砂, J02=土量50,000m ³ 未満	1,200	m ³			仮設工土砂積込
土砂等運搬 J01=標準, J02=パックか山積0.8m ³ (平積0.6m ³), J03=土砂(岩塊・玉石混り土含む), J04=DID区間有り, J06=8.5km以下	1,240	m ³			仮設工土砂搬出
廃プラ運搬	7	t			第SA0130号特殊代表
廃プラ処分費	3	m ³			T
(内数)処分費					
舗装版破碎 J01=コンクリート舗装版, J02=障害等無し, J03=騒音振動対策不要, J04=15cm以下, J06=積込作業有り, J07=全て計上	90	m ²			渡河路コンクリート仮舗装
殻運搬 J01=舗装版破碎, J02=機械積込(騒音対策不要, 舗装版厚15cm以下), J03=DID区間有り, J11=10.5km以下, J16=全て計上	9	m ³			仮コンクリート舗装版破碎殻
殻処分 コンクリート殻 J01=コンクリート殻(無筋), J02=ダンプトラック(10t), J03=昼間搬入	9	m ³			
(内数)処分費					
構造物とりこわし工 J01=機械施工, J02=無筋構造物, J03=低騒音低振動対策なし	50	m ³			コンクリートブロック取壊し
殻運搬 J01=コンクリート(無筋)構造物とりこわし, J02=機械積込, J03=DID区間有り, J05=8.0km以下, J16=全て計上	50	m ³			コンクリートブロック取壊し殻
殻処分 コンクリート殻 J01=コンクリート殻(無筋), J02=ダンプトラック(10t), J03=昼間搬入	50	m ³			
(内数)処分費					

本設計書の施工条件は積算参考のために表示するもので契約書では削除します。
広島市

第0013号 明細書 構造物撤去工
撤去工

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
大型土のう撤去 J01=撤去, J03=作業半径 6m以下, J04=H<-3m, 2m<H, J05=標準					既存大型土のう(袋)
	900	袋			
積込(ルーズ) J01=土砂, J02=土量50,000m ³ 未満					既存大型土のう土砂積込
	900	m ³			
土砂等運搬 J01=標準, J02=ハックホルム山積0.8m ³ (平積0.6m ³), J03=土砂(岩塊・玉石混り土含む), J04=DID区間有り, J06=8.5km以下					仮設工、既存大型土のう土砂搬出
	1,240	m ³			
廃プラ運搬					第SA0130号特殊代価表
	7	t			
廃プラ処分費					T
	3	m ³			
(内数)処分費					
舗装版破碎 J01=コンクリート舗装版, J02=障害等無し, J03=騒音振動対策不要, J04=15cm以下, J06=積込作業有り, J07=全て計上					渡河路コンクリート仮舗装
	90	m ²			
殻運搬 J01=舗装版破碎, J02=機械積込(騒音対策不要, 舗装版厚15cm以下), J03=DID区間有り, J11=10.5km以下, J16=全て計上					仮コンクリート舗装版破碎殻
	9	m ³			
殻処分 コンクリート殻 J01=コンクリート殻(無筋), J02=ダンプトラック(10t), J03=昼間搬入					
	9	m ³			
(内数)処分費					
構造物とりこわし工 J01=機械施工, J02=無筋構造物, J03=低騒音低振動対策なし					コンクリートブロック取壊し
	50	m ³			
殻運搬 J01=コンクリート(無筋)構造物とりこわし, J02=機械積込, J03=DID区間有り, J05=8.0km以下, J16=全て計上					コンクリートブロック取壊し殻
	50	m ³			
殻処分 コンクリート殻 J01=コンクリート殻(無筋), J02=ダンプトラック(10t), J03=昼間搬入					
	50	m ³			
(内数)処分費					

本設計書の施工条件は積算参考のために表示するもので契約書では削除します。
広島市

により、配置人員に変更が生じた場合は変更の対象とする。

建設副産物関係
(建設発生土)

本工事で発生する建設発生土(再利用土)は、広島市安佐南区八木町の国土交通省太田川河川事務所所管資材置き場(片道運搬距離7.5km)に搬出することとしている。搬出先、搬出数量及び搬出方法等については、搬出先の都合等により変更となる場合があるため、監督員の指示に従い適切に対応すること。

なお、「発生土利用基準について」(国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日)及び「建設発生土利用技術マニュアル」(最新版)を遵守し、必要に応じて土質試験を行なうこと。

(玉石等)

本工事で発生する玉石等は、下記の受入施設に搬出することとする。

受入施設	備考
広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設(リサイクルプラント)	安佐北区安佐町筒瀬2211の「協和鉱業(株)筒瀬工場」(片道運搬距離9.9km)へ搬出するよう見込んでいるが、他の「広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設(リサイクルプラント)」に掲げる受入施設に搬出することを妨げるものではない。

(コンクリート殻)

本工事で発生するコンクリート殻については、下記の受入施設に搬出することとする。

受入施設	備考
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再生資源化施設	安佐南区八木町字馬渕128-4の「太平土木(株)タイハイハカリサイクル場」(片道運搬距離7.6km)に搬出するよう見込んでいるが、「太平土木(株)タイハイハカリサイクル場」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設に搬出することを妨げるものではない。

(廃プラ)

本工事で発生する廃プラスチック類は、下記の受入施設に搬出することとする。

受入施設	備考
産業廃棄物処分業の最終処分又は中間処理の許可を有する廃棄物処分場	安佐北区小河原町城前524-4の「中央美工(有)小河原作業所」(片道運搬距離9.3km)に搬出するよう見込んでいる。ただし、「中央美工(有)小河原作業所」以外の「産業廃棄物処分業の最終処分又は中間処理の許可を有する産業廃棄物処分場」に搬出することを妨げるものではない。

公害関係

- 本工事において井戸への影響等、不測の事態が生じた場合、変更協議の対象とする。
- 騒音振動規制法に基づき施工すること。
- 本工事の施行に先立って、関係機関や近隣関係者への工事内容の周知徹底を図り、施工中は出来る限り騒音・振動・粉塵等の軽減に努められるよう必要な対策を講じること。

仮設関係

- 本工事の仮設工は任意仮設であり、数量については、公開設計書に示すとおり見込んでいるが、これは積算参考資料であり、変更の対象としない。
- ただし、現場の実状、地元及び関係機関との協議等により、変更が生じた場合は、協議のうえ変更の対象とする。

により、配置人員に変更が生じた場合は変更の対象とする。

建設副産物関係

(建設発生土)

本工事で発生する建設発生土（再利用土）は、広島市安佐南区ハ木町の国土交通省太田川河川事務所所管資材置き場（片道運搬距離7.5km）に搬出することとしている。搬出先、搬出数量及び搬出方法等については、搬出先の都合等により変更となる場合があるため、監督員の指示に従い適切に対応すること。

なお、「発生土利用基準について」（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び「建設発生土利用技術マニュアル」（最新版）を遵守し、必要に応じて土質試験を行なうこと。

(玉石等)

本工事で発生する玉石等は、下記の受入施設に搬出することとする。

受入施設	備考
広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設（リサイクルプラント）	安佐北区安佐町筒瀬2211の「協和鉱業（株）筒瀬工場」（片道運搬距離9.9km）へ搬出するよう見込んでいるが、他の「広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設（リサイクルプラント）」に掲げる受入施設に搬出することを妨げるものではない。

(コンクリート殻)

本工事で発生するコンクリート殻については、下記の受入施設に搬出することとする。

受入施設	備考
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再生資源化施設	安佐南区ハ木町字馬渕128-4の「太平土木（株）タイハイハカリサイクル場」（片道運搬距離7.6km）に搬出するよう見込んでいるが、「太平土木（株）タイハイハカリサイクル場」以外の中間処理の許可を有する再生資源化施設に搬出することを妨げるものではない。

(廃プラ)

本工事で発生する廃プラスチック類は、下記の受入施設に搬出することとする。

受入施設	備考
産業廃棄物処分業の最終処分又は中間処理の許可を有する廃棄物処分場	安佐北区小河原町城前524-4の「中央美工（有）小河原作業所」（片道運搬距離8.1km）に搬出するよう見込んでいる。ただし、「中央美工（有）小河原作業所」以外の「産業廃棄物処分業の最終処分又は中間処理の許可を有する産業廃棄物処分場」に搬出することを妨げるものではない。

公害関係

- 本工事において井戸への影響等、不測の事態が生じた場合、変更協議の対象とする。
- 騒音振動規制法に基づき施工すること。
- 本工事の施行に先立って、関係機関や近隣関係者への工事内容の周知徹底を図り、施工中は出来る限り騒音・振動・粉塵等の軽減に努められるよう必要な対策を講じること。

仮設関係

- 本工事の仮設工は任意仮設であり、数量については、公開設計書に示すとおり見込んでいるが、これは積算参考資料であり、変更の対象としない。
- ただし、現場の実状、地元及び関係機関との協議等により、変更が生じた場合は、協議のうえ変更の対象とする。